

平成18年6月23日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八子
8番 上野淑子
10番 吉川里己
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 緒方正義
次長兼総務係長 黒川和広
議事係長 松尾和久
議事係員 森 正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 樋 | 渡 | 啓 | 祐 |
| 副 | 市長 | 古 | 賀 | | 滋 |
| 副 | 市長 | 大 | 田 | 芳 | 洋 |
| 教 | 育 | 庭 | 木 | 信 | 昌 |
| 総 | 務 | 大 | 庭 | 健 | 三 |
| 企 | 画 | 前 | 田 | 敏 | 美 |
| 市 | 民 | 藤 | 崎 | 勝 | 行 |
| 福 | 祉 | 中 | 原 | 正 | 敏 |
| 経 | 済 | 松 | 尾 | 茂 | 樹 |
| 建 | 設 | 大 | 石 | 隆 | 淳 |
| 山 | 内 | 田 | 代 | 裕 | 志 |
| 北 | 方 | 未 | 次 | 隆 | 裕 |
| 教 | 育 | 古 | 賀 | 堯 | 示 |
| 水 | 道 | 伊 | 藤 | 元 | 康 |
| 市 | 民 | 木 | 寺 | 甚 | 藏 |
| 総 | 務 | 古 | 賀 | 雅 | 章 |
| 財 | 政 | 森 | | 基 | 治 |
| 企 | 画 | 宮 | 下 | 正 | 博 |
| 選 | 挙 | 古 | 川 | 正 | 明 |
| 監 | 査 | 山 | 下 | 眞 | 琴 |
| 農 | 業 | 森 | 山 | 義 | 秀 |

議 事 日 程 第 8 号

6月23日(金)10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 第46号議案 | 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第2 | 第47号議案 | 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第3 | 第48号議案 | 武雄市税条例の一部を改正する条例(福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第4 | 第49号議案 | 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第5 | 第50号議案 | 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第6 | 第51号議案 | 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第7 | 第52号議案 | 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第8 | 第53号議案 | 武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第9 | 第54号議案 | 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について(福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第10 | 第55号議案 | 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業大野地区汚水処理施設建設工事請負契約の一部変更について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第11 | 第56号議案 | 武雄市体育施設の指定管理者の指定について(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第12 | 第57号議案 | 武雄市眉山キャンプ場の指定管理者の指定について(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第13 | 第58号議案 | 武雄市農村地域高齢者活動促進施設の指定管理者の指定に |

| | | |
|-------|--------|--|
| | | ついて（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第14 | 第59号議案 | 武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第15 | 第60号議案 | 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第16 | 第61号議案 | 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定について（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第17 | 第62号議案 | 武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定について（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第18 | 第63号議案 | 平成18年度武雄市一般会計予算（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第19 | 第64号議案 | 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計予算（福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第20 | 第65号議案 | 平成18年度武雄市老人保健特別会計予算（福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第21 | 第66号議案 | 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第22 | 第67号議案 | 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第23 | 第68号議案 | 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第24 | 第69号議案 | 平成18年度武雄市競輪事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第25 | 第70号議案 | 平成18年度武雄市給湯事業特別会計予算（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第26 | 第71号議案 | 平成18年度武雄市交通災害共済特別会計予算（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第27 | 第72号議案 | 平成18年度武雄市病院事業会計予算（福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第28 | 第73号議案 | 平成18年度武雄市水道事業会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第29 | 第74号議案 | 平成18年度武雄市工業用水道事業会計予算（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第30 | 請願第2号 | 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対 |

| | | |
|-------|-------|---|
| | | 策を求める意見書」の提出を求める請願（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第31 | 請願第3号 | 「高金利引き下げに関する意見書」の提出を求める請願（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第32 | 意第1号 | 高金利引き下げに関する意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第33 | 議提第4号 | 武雄市議会政務調査費の交付に関する条例（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第34 | 決議第1号 | 非核平和の都市宣言決議（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第35 | 選挙第6号 | 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（選挙） |
| 日程第36 | 選挙第7号 | 武雄市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙（選挙） |
| 日程第37 | | 閉会中継続審査申し出について(請願第1号)(議決) |
| 日程第38 | | 閉会中継続調査申し出について(各委員会調査事件)(議決) |

開 議 10時11分

議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

議員から提出されました議提第4号及び決議第1号を追加上程いたします。

それでは、付託しておりました各議案の審査終了の報告が各常任委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1．第46号議案 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

平成18年6月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第46号議案 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例は、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第46号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第46号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2．第47号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

平成18年6月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第47号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第47号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

採決いたします。本案は異議がありますので、起立により採決を行います。

第47号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3．第48号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。報告いたします。

本委員会に付託されました第48号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定

をいたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第48号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第48号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4．第49号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長
福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第49号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第49号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第49号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5．第50号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正

する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託をされておりました第50号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数により原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ただいまの委員長報告では、たしか賛成多数でということ聞いたように思いますが、反対者の意見を差し支えなかったらお願いします。

議長（杉原豊喜君）

末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

お答えいたします。

これは50号から52号までの関連でございますけれども、医療費負担を個人負担ということございまして、これに対して市の方でも単独予算をつくってでも補助できないかという希望がございました。そういうところから反対ではなかるうかと考えております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

第50号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

おはようございます。50号、51号、52号共通した内容ですので、討論は一つにしておきたいと思っております。

先ほど委員長報告の中で反対の理由は何だったのかという質疑に対して、医療費助成全体に対することじゃないんですね。その中の食事療養費につき、これを県が廃止したから、武雄も廃止しますと、そういう内容で福祉生活常任委員会で随分論議しましたよね。そういう内容ですから、質疑された方が誤解されないようにしておきたいと思っております。

第50号議案は、武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、第51号議案は、武雄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、52号は、武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例と。これら三つの条

例改正案は、佐賀県が平成18年7月から医療費助成の見直しを行い、入院時の食事療養にかかわる医療費助成を廃止し、これに伴い、武雄市もそれに倣って廃止するという内容であります。

医療費助成費の中に食事療養に関する入院時にその一部を県と市がこれまで助成をしてきました。入院時の食事療養費は本来医療食という位置づけにあり、医療と同様に保険給付の対象になってきました。国の行革のもとにそれは対象から外される。今回の介護保険の改定に伴ってホテルコストが導入される。乳幼児、ひとり親家庭、さらに重度心身障害者の助成からも食事療養費の助成を廃止するという今回の提案はまさに福祉の後退そのものであります。しかも社会的弱者と言われる人も容赦なく切り捨てるという内容の一部であります。

では、県が制度を後退させたとしても、市独自でも制度を継続できないのかと。第50号議案の審議の中では、予算の面で見れば県が廃止するのは7月からと。したがって、今回の市の措置は10月1日実施となっており、7月、8月、9月は市の単独で予算は140千円、年間に直すと1,125千円あれば市単独でも継続できる内容の審議が行われました。

では、1,125千円がどうしても組めないのかという問題であります。平成16年度の旧武雄市の決算で見ますと、全体の不用額124,272,842円、124,000千円が16年度旧武雄市の不用額として計上されております。山内、北方を合わせますともっと大きくなるでしょう。この予算の執行率は97.31%、その中でも民生費の不用額、使われなかった予算というのは35,449,135円、全体不用額の28.5%、民生費の不用額全体で見ますと28%が民生費の不用額と。2番目に不用額が多いのは予備費なんですね。もちろん民生費の場合は対人間相手の予算ですから、見込み違いかれこれ出てくるでしょう。そこはすべて否定するものではありませんけれども、この分野だけを見ますと、市独自でもできる予算措置ではないか、その範囲内ではないかというふうに考えるわけです。相次ぐ福祉の後退は許されないということを指摘して、50、51、52号に対する反対の討論といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

9番山口議員

9番（山口良広君）〔登壇〕

おはようございます。私は本案に対し、賛成の立場からの討論をしたいと思っております。

武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例は、入院時食事療養費、すなわち食事代を本人に払ってくれということです。本案は、県が2分の1、市が2分の1を支払っていたのを、県の単独助成条例の改正により、武雄市もそれに沿って廃止するものであります。

理由としましては、自分の家、すなわちひとり親家庭でも入院をせずに子供たちの病気に向かい合っている人もいると思うのです。そんなときに病院に入院している子供だけの食費を無料化するのは不平等ということになりますので、国の法制審議会の線に沿っての条例改

正案であります。

また、先ほど反対討論の中で、市の持ち出し分は第50号議案では県の助成分まで含めると1,160千円、第51号議案では1,000千円と、ひとり親家庭とか、乳幼児を持つ家庭とかの入院時医療費への代金と考えればどうにかなる数字かもわかりません。しかし、今病院に入院しておられる方、また介護保険を利用し、特老などのいろんな施設を利用している方々の食費は、家にいてもいなくても、病院にいてもいなくても、どこにいても食は同じと解釈して本人支払いになっています。それはだれもが金は払うのは嫌で、もらうのはうれしいものです。しかし、この武雄市の財政を考えると、福祉政策という名だけで食費は県の補助金も含めて武雄市が支払いましょうでは、今でさえ苦しい財政運営の中では無理だと思います。

そこで、私はあえて賛成の立場で討論をしました。皆様の良識ある判断をもって私の賛成討論とします。

〔22番「払うの嫌だというのは訂正しなきゃいかん」〕

ああ、そうですか。済みません。払うのは嫌だということは訂正します。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。御異議がありますので、起立により採決を行います。

第50号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6．第51号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第51号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数により原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第51号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

採決いたします。御異議がありますので、起立により採決を行います。

第51号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7．第52号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第52号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数により原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第52号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。御異議がありますので、起立により採決を行います。

第52号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8．第53号議案 武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

審査報告をいたします。

平成18年6月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第53号議案 武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例は、慎重審査の結果、原案どおり

可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第53号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第53号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9・第54号議案 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議についてを議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長
福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託をされました第54号議案 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議についてでございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数により原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第54号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

第54号議案 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について、反対の立場から討論いたしたいと思えます。

まず、障害者自立支援法そのものが障害者の自立を促進するどころか、応能負担から応益負担に変わったことによって現場での混乱や、あるいは障害者利用者の不安がかつてなく広がってきております。混乱と不安が広がっているのは単に本人だけじゃなくて、施設にしても一緒であります。

その中で4月1日から実施されているわけでありますけれども、杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置が武雄市を中心に進められてきております。

そこで、今回提案されている規約を見ますと、9条と10条、3市4町が対等平等に設置された審査会の運営が果たして保障されているのかどうか、甚だ疑問が残るところであります。

9条では、審査会の共同運営に関する経費、今回20,200千円上程されているわけでありますけれども、武雄市の予算に計上されてそこで審議される。10条では、審査会に関する決算を武雄市議会の認定に付したときには、当該決算を関係市町の長に報告しなければならないと、そういう内容となっております。武雄市以外の関係市町議会、2市4町ですか、そこでの議会では、交付金の議決、これは求められるところでありますけれども、決算は首長への報告のみです。これでは対等平等の関係が果たして保障されるのかという点で問題点として指摘をし、この規約に対して反対の意見といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

9番（山口良広君）〔登壇〕

杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議についての項目に対する賛成討論をしたいと思っております。

この法は、障害者自立支援法第15条で障害程度の区分をやってくれという法案です。それで、これを単独で各市並びに町でやるということになれば、審査委員の人選や経費の点多額になり、また人選で本当の審査ができないということで、広域圏になる前に武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び太良町でやろうという支援審査会の共同設置です。これをして身障者の自立ができるような政策だと思って私は賛成しました。

以上、終わります。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決を行います。

第54号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10．第55号議案 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業大野地区污水处理施設建設工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

おはようございます。

平成18年6月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第55号議案 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業大野地区汚水処理施設建設工事請負契約の一部変更についてでございますけど、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

主な議論の内容を御紹介いたします。

本事件につきましては、一つは問題点としまして地質調査、そして設計等に問題はなかったのかということと、もう一つは、工法の変更は妥当であったのかということ、あと1点が、手続の点ではどうであったかということを中心に議論したところであります。

地質調査及び設計に問題はなかったのかという点では、地質調査は親和テクノという会社で4カ所のボーリング調査を行ったということであります。この4カ所のボーリング調査というのはこの範囲の広さですか、この程度では4カ所が通常であるということであります。設計は土改連というところで、過去に5カ所を設計したということで、そのうち4カ所は従来どおりの矢板工法でよかったということで、普通、通常としてはこの安い工法の方を採用して契約がなされるということであります。

次は、工法の変更は妥当であったのかということでございますけど、平成17年12月16日に矢板の試験打ちでの、その矢板の先が曲がり、その後検討をして、12月22日にH鋼300親杭横矢板工法に変更したということであります。翌年の平成18年1月16日にそのH鋼打設が完了したということであります。

しかしながら、これは東側の方でありまして、その後、1月16日に矢板とH鋼を完了した後に、1月29日に東側の現在市道ですね、前は町道ですけど 違う。西側の方が水田の方です。こっちの方が崩壊したということで、西側の方も親杭横板工法に変更したということでございます。

以上の点から見まして、地質調査及び設計に問題はなく、当初の設計見積もりということでは安く上がる工法を採用するのが通常であるということであります。この点について、現地を見て、またその問題点の現状の写真とかを見せてもらいまして、問題はなかったということを確認したところであります。

3点目の手続の点ではどうであったかということでございますけど、工事変更については、当時の山内町と受注者側との協議としては、山内町の担当者と工事関係者との間で協議をされ、完成引き渡し等の期日等をかながみて、ことしの12月の終わりのころの完了引き渡しと申しますけど、工事はそのまま進められた。工事ストップすることなく進められたということでございます。現在はもう埋め戻しも済んでおりまして、矢板とかは姿は見れませんが、上物をですね、処理棟とか、管理棟の基礎工事が今進められていたところであります。

したがいまして、手続の点ということでは、合併により議会開催がままならず、また工法による契約変更については、金額がはっきりしてから議会に打ち出すということで、3月の議会がなかったということで、それに議会にかかる時間といたしますが、このまま工事ストップをするわけにもいかないということで、このまま今回の本議会の議決を経ることになったということでございます。

その途中、中日の方で新聞報道とかがございまして、この件に関しまして新聞報道、あるいは一般質問等で市長は施工業者の過失責任を問うと受け取られるような発言をされましたが、その点の真意を確認いたしました。その結果、今後の工事等発注には契約書の約款に瑕疵担保について明確に記載するというので、本事件に瑕疵があるということではないということと判断いたしました。

本委員会としまして、審査の結果、本事件で施工業者にも瑕疵はなく、しかしながら、議会に対し何の手続、協議もなく、工法を変更して工事を続行し、変更契約議案の提出が今議会になったことは、市長が言われるように、現場を預かる担当課職員の緊張感が足りなかったと言わざるを得ません。

このようなことを踏まえ、慎重審査の結果、今後このような工法変更等重要な変更を生じた場合、議案可決までの工事について、工事をストップするというところまでは要求をしないものの、緊急避難的な場合を除き、本委員会と議会に報告してから工事を進めることを附帯意見としてつけることを条件に、本委員会は全員一致で可決して差し支えないものと決定いたしましたところでございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 10時41分 |
| 再 | 開 | 10時42分 |

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま委員長報告の中で、委員長から訂正の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。委員長発言どうぞ。

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

先ほど私の言葉の中に条件をつけてということをお申しました。そこを訂正いたしまして、附帯意見をつけて可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第55号議案に対する討論を開始いたします。23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

第55号議案に対して反対の討論を申し上げます。

平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業大野地区汚水処理施設建設工事請負契約の一部変更について、反対の討論を申し上げます。

私もこの工事につきましては一番関係する地元の関係者の一人であります。私はこの議案を見てびっくりたまげましたことは、さきの議案審議の中で申し上げたとおりであります。一言で申し上げれば、まさに町民無視、議会無視の一言ではないでしょうか。

先ほど委員長の報告にもありました。この工事の問題が起こったのが昨年、平成17年12月16日であります。そして、その変更を決定したのが22日と報告されました。明確にまだ旧山内町議会が町政も存続し、議会も存続していた時代のことであります。私も旧議会議員の一人として何らこういう工事の変更が行われていることはつゆとも知りませんでした。いかに関係者が弁明しようとも、ここにいらっしゃる全議員が納得できるものではないのではないのでしょうか。まさに工事がストップするわけではなく、何の手段も講じられていなかったことは樋渡新市長も驚かれたのではないのでしょうか。

おまけに、ただ新聞報道を見ましてもう一つびっくりしたのがあるわけです。新市長もこの事実をよく把握して記者会見されたのではなかったのでしょうか。今委員長の報告にありますように、本当に旧山内町政の中での執行部、あるいは担当部局の大変な失敗が最大の原因ではなかったのでしょうか。私は新聞報道を見て、この経過を通して市長も勇み足ではなかったかなと考える一人であります。私は本当にこんなことが二度と起こってはならないということを申し上げると同時に、ここにいらっしゃる議員の皆さんも当然ではないのでしょうか。事業には膨大な公金が伴うわけですから、今後とも担当部局の緊張ある行政を求めておき、反対の討論といたす次第であります。

議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

14番（小柳義和君）〔登壇〕

第55号議案 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業大野地区汚水処理施設建設工事請負契約の一部変更について、私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本事件には設計、あるいは施工の段階で瑕疵があったのではないかと、当初設計の甘さから手戻り工事があったのではないかとか、あるいは施工ミスによって西側は崩壊したのではないかと、いろいろ御指摘がありますが、委員会での担当者の説明、現地での状況説明、工事写真による確認等の結果、将来的な維持管理費の節減、町道の通行どめの回避、人的災害の防

止等の問題を考慮すれば、今回の工法の変更はやむを得ず、適切に施工されていると判断いたしました。

以上のことから、本案に対する賛成討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。御異議がありますので、起立により採決を行います。

第55号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11．第56号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定について及び日程第12．第57号議案 武雄市眉山キャンプ場の指定管理者の指定についての2件を一括議題といたします。

2件の議案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

審査報告をいたします。

本委員会に付託されました第56号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定について及び第57号議案 武雄市眉山キャンプ場の指定管理者の指定については、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第56号議案及び第57号議案の討論及び採決を行います。討論、採決は議案ごとに行います。

まず、第56号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第56号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第57号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第57号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13．第58号議案 武雄市農村地域高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について、日程第14．第59号議案 武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定について、日程第15．第60号議案 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について及び日程第16．第61号議案 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定についての4件を一括議題といたします。

4件の議案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長
産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

おはようございます。

本委員会に付託されました第58号議案 武雄市農村地域高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について、第59号議案 武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定について、第60号議案 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について及び第61号議案 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定について、以上の事件につきまして、慎重審査の結果、いずれも原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告します。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

委員長にお伺いしますが、本会議の質疑の中で、7款1項4目の商工観光費ですね、大楠公園管理委託料980千円、大楠公園指定管理委託料2,160千円。従来、指定管理者制度を設けることによって委託料が減るということで、本会議での質疑に対しまして明確な答弁はあっていませんでした。そこで、資料等々で検討されたでしょうから、私の質疑のときには、実際は670千円程度委託料がふえていると。したがって、ここで言う980千円の大楠公園等管理委託料、これ何を管理委託するのかですね。指定管理者に委託する2,160千円、この中身、それぞれ審議されているでしょうから、答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

お答えいたします。

この川古の大楠公園につきましては、平成18年度に管理委託料といたしまして総額で3,954千円となっております。そこで、今回は8月31日までに指定管理者になるまでに1,492

千円の予算であります。それと、この指定管理料として2,164千円上げております。そこで、この金額に対しては17年度の予算に対して約72千円ぐらいの減で今度は予定されております。また、この委託料につきましては大楠公園の管理委託ということで、ただ、トイレのくみ取り並びに浄化槽などが外してあるということでございました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

これより第58号議案から第61号議案までの討論及び採決を行います。討論、採決は議案ごとに行います。

まず最初に、第58号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第58号議案は、産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第59号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第59号議案は、産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第60号議案は、産業経済常任委員長の報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第60号議案は原案どおり可決されました。

次に、第61号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第61号議案は、産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17．第62号議案 武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

本委員会に付託されました武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定について、本事件につきましても、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第62号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第62号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の運営上、11時15分まで暫時休憩をいたします。

休 憩 11時 6 分

再 開 11時15分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第18．第63号議案 平成18年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第63号議案 平成18年度武雄市一般会計予算は、慎重審査の結果、一部反対がありましたが、賛成多数により可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

武雄市議会のやり方にびっくりしておるところでございますけれども、結局、総括質疑の中でやっぱりみんなの中で質疑をしていると。そのことについては専門委員会に任せてありますので、専門委員会について、そのことについてはこう結論が出たんだよという話はぜひとも欲しいわけですね。だから、審査過程を言っていたかなければなかなか判断しにくいわけですね。そういうことで、ぜひともそれされた方がいいと思います。そうしなければ、慎重審議と言っても何も慎重審議していないんじゃないかとしかとれないわけですから、じゃ問答無用かと。問答無用となればやりますよと構えることになりますから、やっぱり新しい武雄市議会をお互い話し合っているいい方向に向かっていくと、これが一番いい姿だと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

そういう立場で質疑しますけれども、一番私が問題視したのが、結局、特権意識を持つか持たないか、武雄市議会は持つか持たないか、武雄市役所全体が持つか持たないか、そういう感じが黒塗りの車という言葉が出ましたので質疑をしました。市長にいろいろ質問しました。そのことについて一部反対とか今言われましたけれども、当然そのことかなとは思いますが、しかし、それは言っていたかなければ、こうだったんだよと。だから、こう利用することによっていいことに決まったんだと、多数だよとえば、やはり私に対する説得になりますし、じゃ反対と思うて賛成しようとなるかもわからない。そういうものでございますので、やはり議会というのは議論の積み重ねだと思いますので、よければ、黒塗りの車に対して意見があったらあった、こういう意見があった、じゃ何対何ぐらいどうなったんだよということをぜひとも詳しい説明をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

お答えいたします。

今、黒岩議員御指摘のとおり、委員会の中で黒塗りの車のことで議論がございました。1点目は、黒塗りの車をなぜ1台残すのかというような質疑がございまして、それに対して議長の優先車両ということと、来客の送迎用にぜひ使用したいということで1台を残すということでございます。

それからもう1点、なぜハイブリッド車でなければいけないのかという質疑もございましたが、これはハイブリッドというのは走行燃費がよく、そのことにより年間（475ページで訂正）600千円から約1,000千円の節約になるということと、あとCO₂排出を抑制し、地球

環境に優しいと、そして災害時にも使用できるというような意見が出たところでございます。
以上です。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

そういうことで、質疑はそこで終わっていたんですよ。もう少し言いますと、そうじゃなくて、議員は少なくとも住民の代表だと思って来ていると、こう言ったですね。そしてその住民代表の代表が議長なんですと、こう言ったんです、私質疑の中でですね。市長は住民参加という建前から、もう結局庶民的といいますか、黒塗りを廃止しよう。それ新聞に載っておりましたのでいいことだと。だから、片一方いいことだと言いながら、片一方で2000ccもあるし、3000ccもありますよね、4台の中には。だから、低燃費と言いながら一番いいやつ、一番ハイグレードのやつを残してある予定ですので、そういうことについてはおかしいんじゃないかと。片一方はされておるのに、議長車が高級というのは、議長も乗りにくいよという話をしていたんです。だから、そこら辺まで突っ込んだ話があったら聞きたい。なかったらなかったでいいんですよ。そして、結果的にそれが委員会の中で少数のほんの一握りの意見だったのか、あるいは2人もおったのかという感じがですね、ぜひ流れを聞きたいということですので、よければ、総務が専門委員会ですので、専門委員会の中でいろんな資料、例えば来客数についても資料を寄せたんだよと。そしたら、これだけあったよとかですね。市長車を後にすると言っているけど、実際これは使わないんだよとか、そういうのがやっぱり専門委員会なら言えますよね、この総括質疑の場と違いまして。ゆっくり胸襟を開いてというですか。だから、そういうところでもしいいところが出てきたら教えていただきたいということで聞いたわけですので、何対何かということと、議長優先車両ということだけで片づけられないものがありますので、もう少し踏み込んだものがあればですね。

それと、先ほど言いました低公害車、燃費が低いやつ、低公害車ありますよね、4台の中に。そういうのを利用方法も言われなかったのかと。必然そうなりますので、幅広く委員会でされますから、かいつまんで結構ですので、結論はこう出たんだよというのがあれば、もう少し詳しく教えていただきたいということでございます。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 11時22分 |
| 再 | 開 | 11時23分 |

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

先ほど走行燃費のことで申しましたが、年間600千円から1,000千円節約になるということをお申し立てしたけど、これは10年間で600千円から1,000千円の節約になるということですので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

それと、採決の部分の御質問があったと思います。何対何だったのかということで、賛成4で、反対が3でございました。

それと、あと黒塗りの車の件でございますが、確かに新しい部分で見ますと、これは武雄市長車だったクラウンの16年式、これ一応マイルドハイブリッドということで、これを残したかどうかというような意見もございました。しかしながら、クラウンの3000ccの平成13年度式を残すということになりました。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

答弁終わったですね。終わっておらんとというて怒られる。

当然なされたと思いますけれども、通常、何対何かと聞いたのはこういうことなんですよね。委員会としてはいろんな意見を集めると。委員長の仕事としては、なるべく採決はしないというのが基本だろうと思うんですね。やっぱり意見を言い出して、そしてお互い修正できることであれば修正していく、検討されることであれば検討していくと。総括質疑を受けていろいろ持って行って、じゃこういう理由でいいじゃないかと詰めていけば全体一致ができるかもわからないと。だから、最終手段として、どうしても意見が分かれたから採決となると思うんですね、通常ですね。だから、何対何ですかと聞いたんで、4対3ということは、まだかなり逼迫しておったのかなという考えでございます。だから、そこは見解の相違でそうなったと思いますけど、そこら辺ぜひお願いしたいと思ったことで、いいです。

議長（杉原豊喜君）

21番吉原議員

21番（吉原武藤君）〔登壇〕

委員長にちょっと1点だけお尋ねをしたいと思います。

2款の1項、今の市長車の問題ですけれども、私資料をいただいておりますのは2台の車、いわゆる下車に入れるというような案を2点出してあるのをいただいております。その中で、今の武雄市長車を下取り車に入れる場合に、1,200千円が下取り車両だというようなことで、3,350千円ぐらいの負担になるわけですね。この前市長車が1,200千円で下取りをするということになれば、今約20カ月ならんぐらいの車なんですよね。ですから、それが2,000千円減になるということは、月に計算しますと100千円以上の償却になるわけです。これが果たしてこの経費節減をしている中で、この一月に100千円以上の償却というのが果たしてどうだ

ったかということですね。その委員会でどのような論議がなされたのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今御質問の1,200千円で下取りするという車でございますが、査定価値といいますが、それはどうしてもやっぱり落ちますので、それはいたし方ないだろうということでございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第63号議案 平成18年度武雄市一般会計予算、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に分割付託されました第63号議案 平成18年度武雄市一般会計予算でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数により原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

平成18年6月武雄市議会定例会において、本委員会に分割付託されました第63号議案 平成18年度武雄市一般会計予算でございますけど、本事件については、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

議論の中身ですけど、13款1項4目、土木使用料は、道路使用料の主に電柱ということでございます。電柱の本数とか、そういうことに関しましては、現在、九電の方で調査中ということでございます。

8款につきまして、土木費で道路、相知山内線で56,000千円の県道の予算のうちの市の負担分が8,400千円ということで、これは中山建築から460メートルが本年度の予定となっているということでございます。その先が家主さんは反対ではないが、その460メートルの先のカーブからは移転先が決まらないということで、そこはまだ交渉中と。家主さんは反対ではない。今、移転先について交渉中ということですよ。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて、第63号議案に対する質疑をとどめます。

第63号議案に対する討論を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

第63号議案 平成18年度武雄市一般会計予算に反対します。

もちろん予算内容のほとんどは住民生活に直接影響を及ぼすもので賛成するものですが、ただいま質疑でも明らかのように、市長車購入について反対します。

市長は、黒塗りの市長車廃止を打ち出されました。市民参加型の政治を行うために、特権意識をなくそうとされる態度や、新車購入に当たっては燃費や自然環境に考慮するとの態度には大いに賛成できるものであります。しかし、武雄、北方、山内の首長や議長車4台のうち、1台の黒塗りの車を残しておくとの姿勢には矛盾を感じ、反対せざるを得ません。

残す理由を、議長優先車両として来客送迎や必要な場合、市長用に使用するとされていますが、議員は住民の代表であり、議長はその代表です。市長が住民に合わせるために黒塗りの車を廃止し、新車購入すると言われているのに対し、住民代表の議長が黒塗りの最高級車に乗らなければならない姿は不自然ですし、予算編成の段階で考慮すべきです。本当に特権意識をなくし、住民参加を促すとすれば、例えば、市役所から黒塗りの高級車は一掃すべきです。市役所玄関から黒塗り高級車に乗る姿を市民が見れば、市民参加を理由に新車を購入したとの誤解を招き、すべてが水泡に帰すると思います。

さらに、売却予定の市長車は、武雄市議会が1年半前に、燃費がよく、自然環境に優しい、マイルドハイブリッドカーが武雄市市長車にふさわしいとして議決されたものでございますし、今売却すれば、ただいまの質問でもありましたように、2,000千円以上の損失が出ると言われております。議員の中から、委員会審議の中でもったいない、いろんな多目的利用が

できないか、総括質疑の中でも全塗装を含め利用できないかなど声が出るのは必然的でございます。むだ遣いを許さないとする市民への説明責任も残ってまいります。

さらに、新車購入理由とは正反対に、低燃費のマイルドハイブリッドカーを売却し、排気量も大きく、新車価格5,000千円近くもする一番高級な車を残そうとする姿勢は庶民的とは言えず、到底市民の理解を得られるものではありません。

私たちはお互いが市民のためにと苦しい選挙戦を戦ってきたと思いますし、それを期待して当選させていただいた有権者の温かい心を一刻も忘れてはならないと思います。これから4年間、私たちがどのような政治姿勢をとるかが注目されています。新しい武雄市議会では特権意識をなくし、住民本位の政治を行うとすれば、結論は明白だと思います。

同僚議員の勇気ある決断を心から期待し、討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

8番（上野淑子君）〔登壇〕

失礼いたします。賛成の立場より発言させていただきます。

ただいま黒岩議員から反対の意見がありました。先ほど川原委員長より詳しいことについてはいろいろ意見がありました。委員会の中でも本当にいろんな意見が出されました。本当あっちもなるほどなるほど、これもなるほどと、たくさんの意見に私も惑わされましたけれども、まず第1に、黒塗りの車を廃止するというには私は賛成です。それは本当に市民のためにとって、今黒岩議員が言われたように、それは私も賛成です。

ただ、私たち市民が一番望むこと、それは、いつでもどこでも、災害時であれ何であれ、すぐに駆けつけてくれる公用車、市長を望んでいます。今回、合併して本当に広くなりました。山内も北方も山の上、大水のところ、いろんなところがあります。一般質問でも言いましたように、でこぼこ道もたくさんあります。でも、災害、いざというときにどういうところにも駆けつけてくれる車というのは、今こう出ているような車かなと私は思っております。

そして、むだのように思います。古い車はもうただ同然だと委員会でも出ました。古い車はもうただ同然だよと。じゃ売るとなれば、新しい車しか売れないんじゃないの。いろんなことを考えたときに、むだなようだけれども、ここで生きたお金は使って、市民の皆さんに、さあ、災害、いざというとき、まずは私は市民は市長が一番どこにも駆けつけてくれることを望んでいます。そして、いろんな災害の緊急時の指揮をとっていただきたいと望んでおります。そのような車であれば私はいいんじゃないかと、賛成の立場でおります。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

第63号議案 平成18年度武雄市一般会計予算について、反対の討論を申し上げます。

1市2町の合併を受けて、18,527,130千円の武雄市一般会計当初予算が提案されました。市民の皆さんは新しい自治体、武雄市の船出に対して期待と暮らしやすい武雄市を願う市民の思いは大きなものがあるかと思えます。さきの所信表明で市長も表明されました。このことに関して私も同じく痛感をしております。

私は、市長の所信表明を聞きまして、市長の政治姿勢について一つ大きな言葉が残りました。市長は行財政改革を進める方策としてスクラップ・アンド・ビルド方式を取り入れ、自治体経営を推進する必要性を表明されました。市民の願いは、市政事務事業の中で当然むだを省き、効率的で均衡ある収支のバランスのとれた市政の行財政運営を求めるのは市民の思いでしょう。当然でしょう。

しかし、市長が言う自治体を経営としてとらえようとする、これまで進められてきた地方公共団体の健全な発達を保障することを目的としている地方自治法の目的との間に摩擦を持ち、自治体のあり方が大きく問われていくのではないかと危惧するものであります。

それでは、続きまして予算の歳入面について申し上げたいと思えます。

歳入面について問われているのは固定資産税の税率引き下げについてであります。町民は今、各家庭に配布されました納付書を見て、値上げされた金額を見てため息をついています。合併のキーワードは、サービスは高く負担は低くです。山内、北方町民は合併しただけで負担がふえる。所得税は収入があって納める税金ですが、固定資産税は収入がなくても納める憲法上の国民の義務に照らせば、低い1.4%にすることが県下の合併自治体でも示されています。市長は具約42で示されているように、直ちに平成18年度を撤回し、19年度税率1.4%に引き下げの措置条例を提案されることを強く求めるものであります。

次に、歳出面について幾つか質問、指摘をしたいと思います。

市長は所信表明で、民生費、農林業費、商工費、土木費、教育費等の事務事業に要する必要な経費の計上をしたと申されました。市民生活向上に欠かせないもので必要を認めるものとして、以下、幾つかの点について問題を指摘するものです。

第1は、先ほども討論がありました。市長は所信表明で災害時にも対応できる市長車を購入するとして、車両代2,760千円、その他経費462千円、計3,222千円を予算計上されています。しかし、市民は災害時の対応は現にある各課の四駆の車を使ったらいいではないかとの声であります。私はこの件に関して議案審議の中で市長に質問した中で、議事録でちゃんと精査しなければなりませんけれども、災害時とは言っていないという答弁をされたように聞き及んでいます。所信で明確にこのことについては述べられておられました。経費節減を言いながら4,530千円、値引きや下取り価格を入れずに計算しますと、本体と附属部品入れますと4,530千円の新車を購入するのが市長の第1の仕事と思われかねません。市長の思い

はいかがでしょうか。

第2に、長年地方自治体で問題になっています人権教育に対して、同和関係予算が総務費で757千円、教育費で1,134千円、合計1,891千円は削減を求めるものであります。

第3に、諸支出金の中で工業用水道事業会計への繰出金57,000千円は、むだな開発のツケとしての支出であり、見直しが求められています。1日2,350トンの能力に対して、4社の使用合計が390トンしかない県営工業団地として市の負担の見直しを求めるものであります。

第4に、介護保険制度のたび重なる改正で、民生費介護保険事業負担金598,161千円の負担が押しつけられています。今、市民の多くは4月から保険料が県下一高い41%の値上げが押しつけられました。またその一方で施設入所者の負担増が押しつけられました。そして、それを預かる施設側の中でも負担増で大変な運営が進行しています。まさに悪魔のサイクルと言われる介護保険制度の改悪はストップをして、市民にとって安心して老後を送られるよう介護保険制度の見直しを強く求めるものであります。

加えて、市長の具約である介護保険料の引き下げを強く求めるものであります。

以上、市長の政治姿勢、予算の歳入歳出面について問題を指摘してまいりました。私は以上の指摘を真摯に受けとめ、市長としての受けとめを示してほしいと思います。

これから武雄市民の暮らしと福祉向上を願って頑張ることを表明して、反対の討論といたす次第であります。

議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

9番（山口良広君）〔登壇〕

ただいま23番江原議員の反対討論に対し、私は賛成の立場で討論をしたいと思います。

今、最初に歳入面での固定資産の税額に対する問題が指摘されました。その裏側には反対に、今度は介護保険等の問題でサービスをよくしてくれというふうな討論があったわけです。

そんな中で、それともう一つ、総務文教常任委員会で、先ほど8番議員の賛成討論にもありましたような車両の問題は、先ほど討論があったので割愛します。

まず私は、固定資産税の税率についての討論をしたいと思います。

旧武雄市が1.55%、旧山内町、旧北方町は1.48%という不均一課税が組まれております。そして、このことは1市2町の合併協議会で慎重審議された結果がこの案です。今後1市2町は財政状態が厳しくなる中で、先ほどの23番議員の指摘のように、いろんなサービスを要求される中では、どうしても予算は大変なことになるわけです。そんな中で、固定資産税は今後家屋の減価償却及び土地の下落等で減収も考えられます。そんな中で、財政運営を確保するためには固定資産税の税率を旧武雄市は据え置きで、旧山内町と旧北方町は段階的に上げていかざるを得ないということが確認されておりますので、それに沿って私は賛成意見を申し上げたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。御異議がありますので、起立により採決を行います。

第63号議案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19．第64号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第64号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計予算でございますが、本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数により原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

先ほどの質疑と一緒にことをしますけれども、やはり賛成多数であれば、どこがどうだつて、委員長の性格というのはあくまでも委員会をまとめるという役でございますので、意見を闘わせて、なるだけ一致できるなら一致させていくと。しかし、どうしてもやむを得ないときは採決ということになりますので、初めから問答無用で採決したということになりますので、そうじゃなくて、こう詰めがあったんだよと説明されるのがいいかと思います。

それは別ですけども、実は私、基金繰り入れの1億円について総括質疑でも質疑していたところです。9.9%の税率アップでございますけれども、当初から1億円の基金を入れなければならない。この1億円の基金というのは御案内だと思いますけれども、山内町80,000千円だったと思いますね。北方が20,000千円ですね。こういうお金は本当に被保険者がつめに火をともしながらためてきたお金なんですね。基金なんですよ。しかし、それを充てるわけでございますので、そのままいけばもう基金がないですから、来年は値上げということになるわけですね。だから、そうならないようにしていくのが専門委員会の役目でもございます。それに向かってやっぱり執行部、あるいは議会一丸となってやっていくというのが必然な態度でございますので、もしそのことにですね、そういうことで論議がなされていたら、お示しいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告申し上げます。

今、黒岩議員の指摘のありました基金繰入金1億円、これに対しましては一応協議はいたしませんでした。賛否の数ということでございますけれども、これにつきましては6対1で可決をしておるところでございます。話し合いの中では、国保税がそのように9.8、それから均等割等でふえたということで、どれだけふえたのか、これからどういうふうにふえるのかということで質疑等もあっておりました。そういうことで、その辺のお話だけはさせていただきたいと思います。（発言する者あり）話し合いですか。（発言する者あり）いやいや、内容について、そのような1億円の話はしておりません。それで、した話で、今後保険のどうなるかということだけを報告申し上げます。

17年度が旧武雄、北方、山内、合計しますと、医療費の分で約1,320,000千円、そして平成18年度になりますと1,396,000千円、差し引きの76,000千円ほどがアップになるということでございます。それで、介護保険分で17年度旧3市町で82,000千円、18年度の収入が91,000千円、差し引きの差額が9,000千円ほどアップということでございます。トータル的には80,000千円ほどアップするんではなかろうかということでございます。予算書にしましては、17年度8月1日の実績、調定額により収納率を掛けて出してあるということと差額は出ておりますけれども、大体それくらいのアップになるということでございます。

以上、報告です。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

基金繰り入れを予算にする場合、必ずその基金をどうやって戻すかということは論議されなければならない、これは保険者の責任なんですね。繰り入れっ放しじゃなく、繰り入れてつぶしていったらだめですから、戻す計画は立てなきゃいかんとです、基金繰り入れの計画をですね。あるから使うんじゃない。だから、先ほど申しましたように、山内のあるこれは、武雄市になりますので、変わりはしますけれども、形としてはやはり一生懸命考えながら80,000千円つくってきた、北方は20,000千円つくってきたと。その貴重な基金を繰り入れるんですから、それに対しての論議は当然なければならないし、執行部からもその説明はなければいけないですね。それなかったということですね。

それともう一つ、今、収納率の話が出ましたけれども、その収納率幾らと見て予算を計上されている。普通書いてある。書いてないもんですからですね。収納率の話が出ましたので、そこまで論議されてあれば、収納率何%で保険税を計算されているか、以上2点について伺います。

議長（杉原豊喜君）

末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

基金繰り入れは本会議の中で審議のときに若干の説明はあったかと思えます。そういう説明があったということで、もう委員会の中では説明はございませんでした。そういうことでお話はしておりません。

それと、収納率に関しましては、収納率を掛けたという報告だけで、本当に失礼ながら、パーセンテージまでは聞いておりません。そういうことで、今後黒岩議員の指摘のとおり、繰り入れ等の話し合いは私も委員長として今後していきたいと思えます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

委員長を責めているんじゃないんですけども、やはり総括質疑ということがあって、市長の考えを聞くんですよ。そしてある程度一定の問題があるけれども、そこはあとはやっぱり専門委員会がございますので、そこに付託されますので、そこで解決していくだろうということで途中でやめるわけですね。それじゃなかったら、ここで徹底してもう全部本会議論議がましですね。だから、質疑したのは確かに異常なことですね。初めから基金76,000千円、1億円の基金入れておりますので、このことについて基金は返すという原則ございますので、そういう予算の組み方をしていかにやいかん。考え方をしていかにやいかん。前、収納率をアップすると言われたんですよ。不納欠損額に対しては収納率アップでやりますよという話をされたんですが、じゃこれは専門委員会でされるだろうなということで期待してするわけですから、委員長を責めるわけじゃないです。ぜひそれやってもらいたい。していないとどうしようもないですからね。してもらわにやいかん問題で、また収納率について掛けただけでは、説明する方も不親切ですよ。だれになりますかね。そんな収納率を掛けましたという話はせん方がいいです。していなかつたらいいです。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

第64号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

討論に入ります前に、先ほど収納率の問題がありましたですね。これは非常に国のやり方というのはこそくなところがありまして、92%を下がれば財政調整交付金が来なくなる。次の翌年度に92%を超えれば財政調整交付金はもとに戻すと。そういう国のやり方が一方にありますので、92%というのは死守するというのが一般的な地方自治体の国保会計を預かっているところの線だろうというのは認識しているところです。

平成18年度の武雄市国民健康保険特別会計については、反対の立場から討論いたします。

6月1日の調定で国保加入世帯は集合徴収で納税通知が送付されてきました。どなたも驚いていることだろう、特に旧武雄市、旧北方町の人たちは驚かれていることだろうと思うんです。税率そのものは4月の臨時議会で応能、応益それぞれ改定されました。旧武雄市、旧北方町民にとってはまさに値上げであります。旧山内町にとっては若干の値下げされた分が課税されております。これを先ほど委員長が答弁しましたように、全体の増税分76,000千円ということでありまして、旧武雄市で見ますと60,473,600円、これが国保に関する増税分です。北方町にとっては20,283千円、これが値上げされております。世帯別に見ますと、旧武雄市が1世帯当たり9,471円の増、被保険者1人当たり4,616円の増、北方町にとっては1世帯当たり12,315円の値上げになっております。被保険者1人当たり6,289円、被保険者1人というのはそう余りありませんからね。世帯構成員が2名、3名とおりますので、既に10千円を超える値上げになるわけであります。

参考までに山内を見ますと、これは4,554千円の減、世帯当たり2,614円の減、1人当たり被保険者1,227円の減、まさに不均一課税ですよ。これは法律に合併後認められているということでありまして、現実には国保加入者のいわば財政を圧迫しているという内容であります。

これにとどまらず、介護分がこれに加わります。旧武雄市で見ますと8,934,400円がこれに介護分として加わる。1世帯当たり1,400円。北方町でいえば747,500円、これが上乘せされる。山内町は逆に657,900円が減になる。全体で見ると介護保険分で9,024千円の増であります。

今回の値上げで済まないだろうというのが本会議での質疑で言われました。国保会計が厳しくなると値上げで切り抜けていく、滞納がふえる、滞納者に対する資格証明書、短期被保険者証、これが発行される。それでも滞納者はふえていく。今の全体の不況の中ではまさに悪循環と言わざるを得ないと思います。

平成16年度の旧武雄市の滞納世帯877世帯、全体の9.1%がもう滞納せざるを得ない状況です。必ずしも悪質とばかり言えませんね。悪質であれば資格証明書は発行できる、発行しなさいという国の指導がありますけれども、武雄市の場合は努力されていて、資格証明書の発行件数は34件、そういう内容です。県全体の滞納世帯を見ますと14.9%、必ずしも武雄市だけが生活厳しいということじゃない。全県的にもそのことが言われております。

市長もこの本会議の質疑での答弁の中で、一弱小自治体では国保会計をやっていけない、国の財政支援、補助率アップを強く求める、そういう趣旨の答弁をされました。まさにそうだろうと思います。国は今から18年前ですか、全国の国保会計で行っていた補助率45%を38.5%に引き下げる、これが全国の国保会計を大混乱に陥れる、そういう結果を招きました。それ以来、資格証明書の発行だとかいう形で被保険者にペナルティーをかけるとか、あるいは

は滞納世帯がふえるとか、旧武雄市でも現年度で5,000数百万円の滞納が出てきます。累積で見ますともう2億円超えている。こういう状況が旧武雄市の中では数字が出てきておりません。

もともと国保加入世帯の中でも所得なし層が30%を占めるということですから、もともと地方自治体の国保会計そのものが財政的には脆弱だと、そういう基盤のもとにやられてきております。そういった意味では、国の補助金をもとに戻す問題や、あるいはもう既に全県的にも過半数を超える世帯が国保に加入されているという状況でありますので、県の財政支援も強く求めていくことも大事だというふうに思います。県全体の国保加入世帯16万世帯になっている中で、県の市町村会計への助成は避けられない課題だと思います。

さらに、負担増だけではなくて、加入世帯は大変ですから、一般会計からの繰り入れ、そういった意味では財政予算をどこに集中して組むのかという、そういう財政運営も求められているところです。国に補助金をもとに戻せという要求と同時に、県に財政支援を求める。と同時に、一般会計からの繰り入れなども行いながら、弱者に負担増が行かないようにすることが大事ではないかと。このことを指摘して、第64号議案の反対の意見といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

9番（山口良広君）〔登壇〕

再び22番平野議員の武雄市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論に対し、私は、この武雄市国民健康保険特別会計予算を通さなくてはならないという決意のもとで賛成討論をします。

今、平野議員が言われたように、個人の負担を考えると苦しい現状というものはわかるわけです。そんな中で、高齢化人口の増加、また医療費がふえているのも現実です。また、経済回復のめどが立たない中で、定職を持たない方が国民健康保険に加入し、それがまた国民健康保険税の滞納者がふえているという現実の中では、先ほどのように県の財政支援があったり、いろんなところの財政支援があったらいいわけですけど、現実には国民健康保険税を9.2%から9.9%と上げざるを得ません。

それと同時に、私はこの医療介護というものをもっとよく考えて、なるだけ在宅でできて、医療介護が施設なり病院等に入らなくてそれらができるようなことをぜひ皆さんとともに研究して、これ以上国民健康保険税の上げをなるべく少なくしてできるようなことを私たち議員は研究するべきだと思います。

これらをかんがみ、私は今回の国民健康保険特別会計予算に賛成をし、皆様の同意を得たいと思い、賛成討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ただいまの議案第64号 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計予算に反対いたします。

ただいま賛成討論者の方からすばらしい問題点を提起されたわけでございます。だからどうするかが我々議会に課せられた課題だと思っております。

本予算に基金繰り入れが1億円なされておりますが、国保税率が9.9%に改定されたばかりで、すぐ後に基金繰り入れをしなきゃならないという、この国保財政を今のような内容の中でどのように運営していくかと。基金繰り入れに対する保険者の姿勢が明確にこうしておかなければならないわけでございます。国保財政の財政的危機の原因は、言うまでもなく国庫負担金の大幅削減に起因するのが大きいことは論をまちませんが、予算に基金1億円を使わなきゃならないというのは、9.9%の税率アップでは医療費の支払い分が足りなかったということで、来年はさらなる値上げが予想されるところでございます。

医療費の不足分をそっくりそのまま税率アップとして被保険者に転化するのでは、保険者の責任逃れ、無責任のそしりを受けなければなりません。それを容認する議会もまた考えねばならないところでございます。値上げを防ぐためには積極的な施策が求められますが、本予算のどこを見てもその姿勢が見られません。

また、先ほど申し上げましたように、繰り入れされた基金1億円は、山内町80,000千円、北方町20,000千円の基金が取り崩されたようでございますが、被保険者の方が文字どおりつめに火をもとしながらためたこの基金をです、貴重なお金なんです。これをつぎ込むときには、やはり当初申しましたように、基金繰り入れに対する保険者の姿勢を明確にしておかねばならないということは言うまでもないところでございます。これをもしこのまま放置して国保税のさらなる値上げを招くようなことになれば、市民の理解は到底得られないものであることを、このことに大きく警鐘を乱打し、反対討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

賛成ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。御異議がありますので、起立により採決を行います。

第64号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20．第65号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第65号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計予算でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第65号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第65号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の運営上、1時20分まで暫時休憩をいたします。

| | | |
|---|---|--------|
| 休 | 憩 | 12時15分 |
| 再 | 開 | 13時21分 |

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21．第66号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第66号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算でございますが、本事件については、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第66号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第66号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22．第67号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第67号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計予算でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、全員一致で原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第67号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第67号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23．第68号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第68号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算でございますが、本事件については、慎重審査の結果、全員一致で原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上のとおりです。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第68号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第68号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

日程第24．第69号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に付託された第69号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計予算について、本事件については、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告します。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第69号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第69号議案は、産業経済常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

日程第25．第70号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に付託された第70号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計予算について、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第70号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第70号議案は、産業経済常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

日程第26．第71号議案 平成18年度武雄市交通災害共済特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

審査報告いたします。

本委員会に付託されました第71号議案 平成18年度武雄市交通災害共済特別会計予算は、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第71号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第71号議案は、総務文教常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

日程第27．第72号議案 平成18年度武雄市病院事業会計予算を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第72号議案 平成18年度武雄市病院事業会計予算でございます

が、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決しました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第72号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第72号議案は、福祉生活常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

日程第28．第73号議案 平成18年度武雄市水道事業会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第73号議案 平成18年度武雄市水道事業会計予算でございますが、本事件については慎重審査の結果、全員一致で原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第73号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

第73号議案 平成18年度武雄市水道事業会計予算については、反対の立場から討論いたします。

旧武雄市の水道料金、20トン換算で5,953円という全国7番目に高い水道料金になっている原因は、大きく分けて三つあるのではないかと、これまで考えてきております。一つは、水資源開発の原単位と言われる給水人口をどこに設定するのかと。もう一つは、1人1日最大配水量をどれだけ見込むかという点であります。

条例議案でもその二つのことが明記されてはおりますけれども、給水人口も1人1日最大配水量590リットルという数字も過大な見積もりの結果であり、そこから旧武雄市にしてみると3万数千人の小さな市に三つのダムが建設されたと。この過剰な開発が進められてきた結果、現在の高料金になっているその背景だと考えております。

二つ目には、それに加えて八幡で西部広域水道企業団に加入し、ますます余裕水量をふやしてきている。そこにあると思います。武雄市の水道会計を見ますと、1日平均9,100トンの供給がなされており、その倍以上の余裕水量が今あるわけであります。さらに水道会計を圧迫しているのは、西部広域水道企業団からの契約水量に基づく受水費です。18年度予算では、旧武雄市で208,866千円、旧北方町で104,922千円、合計313,788千円が西部広域水道企業団に受水費として支払われるその予算が組まれております。ところが、旧武雄市では西部広域水道企業団からの受水というのは、実際には60%程度しか受水していません。しかし、受水費は契約どおり100%支払う。そういう非常に不合理な、効率性の悪い、効率性といいますが、むしろ不合理な契約の内容になっていると。ここの是正が、この間、強く言われてきました。その解決は、水道問題を論議する中で出てきているわけでありますけれども、一日も早く受水費と契約水量との関係を合理的なものに変えていく。そのことが必要だろうと思います。

西部広域企業団の供用開始以来、50%を切っているのが、これまでの自己水源の設備の維持から見ますと施設利用が41.2%しか稼働していない。残り60%は、西部広域水道企業団からの受水という仕組みになってきました。

企業債残高は、平成18年の予算で見ますと4,404,868千円。過剰な投資をしてきましたので、かなりまだ借金が残されております。予算で見ますと、企業債利息で244,790千円、償還元金で349,044千円、合わせますと593,834千円です。これだけの借金、企業債を抱えて、毎年これだけのお金を返ししながら、自己水源の施設の利用率は41%と。西部広域水道企業団に頼るのが、もう半分以上になってきているというのが、料金が高くなっている二つ目の理由だと考えております。

高い借金をして開発した自己水源を最大限活用して、せめて西部広域水道企業団からの受水を最小限に抑える。そのことで、旧武雄市の契約水量の抜本的な見直しを企業団に強く求めていくこと。その努力を通じて、西部広域水道企業団の料金体系を佐賀東部水道企業団が行っているような2部料金制、すなわち基本料と実際受水した料金という体系に変えていくことが、一歩引いて考えた場合でも合理的な料金体系ではないかと。このことを強く企業団の議会で要求していくことが必要だろうと考えております。

現在、佐賀西部広域水道企業団には185,000千円の利益剰余金が積み立てられております。東部水道企業団は、この利益積立金の取り崩しで、ことし3月に水道料金を引き下げました。ところが、佐賀西部広域水道企業団の185,000千円の利益剰余金、一体何に使うのか明確に

されておりません。毎年利益剰余金を出しているわけですから、2部料金制に持っていくのは十分可能だと考えるものであります。

最後に、三つ目の理由として、国が交付してきた高料金対策の交付税、18年度一般会計では諸支出金の中で218,569千円が組まれております。このうち8割が高料金対策としての国の交付税措置があるわけですから、この高料金対策の目的どおりの使用、一つは料金の格差是正、あるいは料金の平準化と、この目的のもとに高料金対策の制度が国によってなされているわけですから、これは料金の格差是正に使うべきだと。わかりやすく言えば、料金の引き下げに使うべきだと、市民に還元すべき金だと、そう指摘するものであります。一日も早く、このことの合理的な契約、高料金対策の目的どおりの使用、このことが必要だろうと思えます。

条例に定めている二つの原単位の見直し、西部広域水道企業団との契約水量の見直し、料金体系の合理的なあり方の検討、高料金対策の交付税、先ほど言いましたように、目的どおりに使用する。このことを通じて高い水道料金の引き下げは十分可能だと考えるわけであり、そのことを強く要求し、指摘もし、第73号議案に対する反対の討論といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

賛成討論ございませんか。27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

第73号議案 平成18年度武雄市水道事業会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま平野議員の方から水道料金の引き下げについての、3点にわたっての主張がございました。私も、この点については一部大変うなずける部分があるというふうに思っております。

合併協議会におきまして、この北方、武雄、山内、この3水道事業の統合の問題が話し合われまして、平成20年度ですかね、統合した、一本化した水道料金体系にするということでございます。それに向けて、樋渡市長も具約の中でこの水道料金の問題については検討していきたいと、専門委員会を開いてそこで議論を詰めていただきたいということで答弁をされております。

また、私も建設常任委員会の中でもこの点について多少議論をいたしました。執行部の方へその辺の考え方について答弁を求めたわけではありますが、まず最初に、一番執行部として強調されたのが、とにかく出口、支出の部分をまず固めておきたい。といたしますのは、言われたように、いろんな設備投資、その他償還というのが大変大きな問題でありまして、実は水道料金の中で一番大きな問題がこの償還の部分だろうというふうに思います。

そういう面では、今後の償還のピークの問題ですね。あるいは先ほど言ったように水道利

用量、量ですね、全体の受給の問題等々の今後の見きわめをやっぱり図りながら、これは単年度で水道料金を考えると確かにそういう部分も出てきますが、しかし、例えば10年、20年というスパンで考えていく。水道料金の場合は、長期的というのも短期的な部分も必要かと思いますが、そういう面で将来的な需要予測を含めて十分検討していかなければならないというふうに思うわけでありまして。

これは、御承知のように企業会計であります。したがって、公営企業法というのが厳密としてあるわけでありまして、一般会計からは簡単に足りなくなったからこっちに持っていくよという、水道会計の方にお金を持っていくよというような問題でもないというふうに思うわけでありまして、そういう面では十分慎重の上、そして検討の上で、さらに申しておけば、やはり市民の納得をいただくことが必要ではないかというふうに思っております。

水道料金は制度的に、指摘のあったとおり、土台の部分が非常に制限、難しい問題を抱えておりますので、これについては、必ずしも本当に市民が安ければいい、確かに安ければいいわけでありまして、一方では経営という問題もあるわけでありまして、そのバランスを十分どうやって図っていくのかと。これは、やっぱり今後、私ども武雄市議会でも十分議論を尽くしていかなければならないというふうに思っております。時間は平成20年度にということで、18年度、19年度という2カ年を合併協議会の中から時間をいただいておりますので、その時間を十分使って、さらに議会、そして市民の中で討論を深めていくべきであるというふうに思っております。

そういう観点で、今回は執行部の合併協議会の結論に基づいた予算の編成については、私は賛成をするということで、ぜひ議員の皆さんにも御理解をいただきたいということを申しまして、私の意見とさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は、御異議がありますので起立により採決を行います。

第73号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

日程第29．第74号議案 平成18年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第74号議案 平成18年度武雄市工業用水道事業会計予算、本事件につきましては、慎重審査の結果、全員一致にて原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第74号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第74号議案は、建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

日程第30．請願第2号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

本件に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本委員会に付託された請願第2号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書」の提出を求める請願でございますけれども、慎重審査の結果、賛成少数により不採択として差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

もう少し詳しく教えてください。反対多数で結局不採択になったと思いますけれども、その反対多数というのは、どの辺が反対多数であったのか、あるいは……

〔産業経済常任委員長「賛成少数によりですけど」〕

だから、反対多数で否決したんでしょう。不採択でしょう。だから、その多数の意見とは何だったのかということと、それと賛成のための少数意見はどうだったのか。まず、反対の意見を聞いてみたいと思いますので、お願いします。

〔産業経済常任委員長「はい、わかりました」〕

議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

じゃ、お答えいたします。

一番反対の理由としては、現時点で、例えば、もう7月にでも輸入再開される可能性が強いと。今ここで出しても時期的には何の意味もないではないかというのが一番の反対の理由でありました。

以上です。

〔29番「はい、わかりました」〕

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

請願第2号について討論を開始いたします。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

請願第2号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書」の提出を求める請願について、賛成の立場で討論に参加をいたします。（「賛成ちゅうぎ、委員長の意見に賛成ということですか。委員会の意見に賛成ということですか」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

いいです。続けてください。

5番（大河内 智君）（続）

実は、この件につきましては、私自身、紹介議員として趣旨説明いたしましたけれども、今、先ほど委員長答弁でありましたけれども、昨日から本日にかけてマスコミ報道等でも合意がなされたというふうなことが出されていますけれども、一方では、この報道の中でも消費者含めて多くの方々の疑問とか不安等を抱えた中で、実は今回合意がなされたという報道が多数されていますし、一方、実はこういう問題こそ大きな問題だから、国民の不安、期待、さらにはその思いがあるろうというふうに思っています。

先ほど合意をされた中で、今出しても何の意味もないと申されました。果たしてそうでしょうか。この間、去年の輸入再開のときの内容、さらには今回の報道等を見た場合に、アメリカの食肉処理工場の扱い等につきまして、日本に示された報告書の内容が大変重要な部分については黒く塗りつぶされた報告書とか、さらには日本においては、私も多久に行きましたけれども、全頭検査を実施し、そして履歴の表示をし、特定危険部位の除去とその焼却をしているという状況の中で、日本ではこういう処理施設をしている中で、一方、アメリカでは20カ月齢以下の部分については、その検査対象にもなっていません。そういうふうな状況の中で、まだまだ大変不安定な要素、不安部分がある中で、やっぱり私は今後ともずっとこの問題は引き続き解明すべきであり、多くの消費者の方々が不安を抱えているし、一方で今回の日程が、ややもすれば小泉首相のアメリカ訪問のための、その一つの手だてじゃないかというふうなことも言われました。

そういう意味では、今回、既に合意をされたから何の意味もないでなく、今後とも、この

趣旨に基づきまして食品衛生の表示とか、港や空港での検疫体制もしばらく行うのでなく、きっちり行うべきだし、大変つらいことですが、アメリカの肉を買わなければいいじゃないかという話もありますが、これについては消費者に対する情報公開がまだまだ不十分な中で大変不安と動揺を与えるものではないかという意を込めまして、この請願の趣旨につきまして改めて私は賛成の立場で討論いたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

7番古川議員

7番（古川盛義君）〔登壇〕

私は、委員長報告に対して賛成の討論をいたしたいと思います。

この「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書」の提出を求める請願という趣旨に対しまして、前回、輸入を再開したときに税関が検査をし、その牛肉が国内に販売された経緯は何もないわけでございます。だから、今回もこの意見書を出し、昨日、米国産を輸入するということですが、水際でとめる能力は日本の税関には十分あるという判断をいたしまして、この税関はすべての品物に食物検疫をしております。ですから、そういうことはない。今、こういうを出す必要はないと判断をいたしまして、私は委員長に対し賛成の立場で討論をさせていただきました。どうも。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本件について産業経済常任委員長の報告は不採択という報告でございますので、産業経済常任委員長の報告について賛否をとるのではなく、請願書の原案について賛否をとることになります。そのように御承知いただきたいと思います。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択と決定いたしました。

日程第31．請願第3号 「高金利引き下げに関する意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

審査報告いたします。

本委員会に付託されました請願第3号 「高金利引き下げに関する意見書」の提出を求める請願は、慎重審査の結果、採択して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

請願第3号について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。請願第3号は、総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第3号議案は採択されました。

ただいま採択されました請願第3号について、意見書を提出するために暫時休憩をいたします。

| | | |
|---|---|-------|
| 休 | 憩 | 14時 |
| 再 | 開 | 14時2分 |

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど採択されました請願第3号に関する意第1号を追加上程いたします。

お諮りします。ただいま上程いたしました意第1号を本日の日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第1号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第32．意第1号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。緒方事務局長

緒方議会事務局長

〔朗読省略〕

議長（杉原豊喜君）

朗読を省略いたします。

提出者から趣旨の説明を求めます。26番川原議員

26番（川原千秋君）〔登壇〕

高金利引き下げに関する意見書提出について、提出者を代表しまして、その趣旨を説明いたします。

平成18年1月14日、最高裁は画期的な判決を下しました。すなわち借り主の任意の支払いについて、明らかな強制だけでなく事実上の強制があった場合にも利息制限法の上限を超え

た部分の支払いは無効という初めての判断を打ち出しました。最高裁は利息制限法こそが大原則であることを明確にいたしました。

そういうことで、このような高金利被害の状況下でも、貸金業者には金利の上限撤廃や緩和を求める声も強く、業界への参画を外資も政界などへの働きかけを強めていると。

しかしながら、前記のように最高裁は利息制限法こそが大原則であることを明確にしたのであるから、この判決を機に、政府や国会は多重債務者救済のために不透明なグレーゾーン、いわゆる利息制限法の上限金利を超えるが出資法の刑事罰には問われない範囲をなくするための法改正に取り組まなければなりません。

議員皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第1号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

意第1号について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。意第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました意第1号は、明記されております関係の方々に送付いたしたいと思えます。その送付文案は議長に御一任願えればと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第1号は送付文案を起草の上、明記されております方々に送付させていただきます。

日程第33．議提第4号 武雄市議会政務調査費の交付に関する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

議提第4号 武雄市議会政務調査費の交付に関する条例につきまして、条例の提案趣旨説明を行わせていただきます。

地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、武雄市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付する条例を制定したいという旨の提案です。

実は、このことにつきまして、新しい武雄市で合併に伴いましてこの議会の政務調査費につきましても条例化をしたいということで提案しております。第1条から以下2条、3条含みまして第12条の収支報告書の保存までありますけれども、その後、第13条に委任とし、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」とし、附則として「この条例は、交付の日から施行し、平成18年5月1日から適用とする。」という旨の趣旨説明です。

どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。議提第4号は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第4号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

議提第4号について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。議提第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議提第4号は原案のとおり可決されました。

日程第34．決議第1号 非核平和の都市宣言決議を議題といたします。

事務局長に朗読させます。緒方事務局長

議会事務局長（緒方正義君）

決議第1号

非核平和の都市宣言決議

真の恒久平和は、人類共通の念願である。（「省略」と呼ぶ者あり）

〔朗読省略〕

議長（杉原豊喜君）

朗読を省略いたします。

提出者から趣旨の説明を求めます。8番上野議員

8番（上野淑子君）〔登壇〕

省略せずに最後まで読みたいと思います。

決議第1号 非核平和の都市宣言決議について、提出者を代表いたしまして趣旨説明を申し上げます。

今議会におきまして、全人類の恒久平和を願い、ここに非核平和の都市宣言決議について、議員の皆様方におかれましては、それぞれの立場を越え、議員全員で提出できますことを、ひとえに皆様方の御理解のたまものと厚くお礼申し上げます。

我が国は、世界唯一の被爆国であり、二度とあの広島、長崎の惨禍を繰り返してはなりません。私たちは、核と戦争という負の遺産をそのまま引き継ぐことはできません。最近の核をめぐる世界の情勢は、核軍縮の大きな流れはあるものの、一方でアメリカやロシア等の臨界前核実験の強行とインド、パキスタンの核保有問題、そしてイランや朝鮮民主主義人民共和国の核開発疑惑等に見られるがごとく、核拡散にも歯どめがかかっていません。

旧武雄市は、昭和59年9月、山内町は平成13年9月、北方町は昭和59年9月に決議されておりましたが、合併後の武雄市において愛する郷土を守る私たちがなし得ることは、世界のすべての国から核の廃絶と世界の恒久平和を訴えるとともに、ここに非核平和の都市宣言を決議して、その実現への努力は必要であります。皆様方の御賛同をよろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。決議第1号は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、決議第1号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

決議第1号について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。決議第1号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、決議第1号は原案のとおり決しました。

日程第35．選挙第6号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、武雄市から選出の組合議員のうち市長が管理者に選任されましたの

で、組合同約第5条第3項の規定に基づき、本会議において武雄市職員のうちから組合議員1名を選挙することになっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条の第1項の投票による方法と、同法第2項の指名推選による方法の二つの方法があります。

お諮りいたします。この選挙につきましては指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

それでは、私において指名いたします。組合議員に武雄市副市長古賀滋君を指名いたしたいと思いません。

ただいま指名いたしました武雄市副市長古賀滋君を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、武雄市副市長古賀滋君が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

日程第36．選挙第7号 武雄市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、武雄市選挙管理委員会委員4名及び同補充員4名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

それでは、私において指名いたします。

最初に武雄市選挙管理委員会委員の指名を行います。住所、氏名の順に申し上げます。

武雄市北方町大字大崎3064番地、松本和人氏、武雄市武雄町大字武雄5882番地、山崎實氏、武雄市山内町大字鳥海9999番地、福田汎隆氏、武雄市武雄町大字昭和11番地9、永松春子氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の方を武雄市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方が武雄市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、武雄市選挙管理委員会委員補充員の指名をいたします。

この補充員については、地方自治法第182条第2項の規定に基づき、順位が必要ですので、順位を付して指名いたします。

第1順位、武雄市北方町大字大崎2125番地、尾形伸夫氏、第2順位、武雄市東川登町大字永野6021番地、力安雅英氏、第3順位、武雄市山内町大字宮野24290番地2、大宅敏治氏、第4順位、武雄市橘町大字片白8914番地1、田崎英子氏、以上の4名の方を武雄市選挙管理委員会委員補充員に指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において順位を付して指名いたしました4名の方を、武雄市選挙管理委員会委員補充員に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の方が武雄市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第37．閉会中継続審査申し出についてを議題といたします。

福祉生活常任委員長から審査中の請願第1号については、今後なお検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付しておりますとおり、議長あて閉会中継続審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。福祉生活常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第1号は申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第38．閉会中継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から議長あて、それぞれ閉会中継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程及び本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成18年6月武雄市議会定例会を閉会いたします。長い間、お疲れさまでした。

閉 会 14時18分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

” 副議長 牟 田 勝 浩

” 議 員 山 口 裕 子

” 議 員 宮 本 栄 八

” 議 員 山 口 良 広

会 議 録 調 製 者 緒 方 正 義